

## 匝瑳市市民憲章制定要領（案）

### 1 制定の趣旨

市民一人ひとりに匝瑳市への誇りと愛着を持っていただき、より良いまちにするとともに、市民の一体感の醸成を図るため、市民共通の尊い目標である市民憲章を制定する。

### 2 制定の基準

市民憲章を制定するにあたり、次の事項に配慮することとする。

- (1) 市民共通の尊い目標であること
- (2) 市民にとって親しみやすく印象深く感じられること
- (3) 簡潔でわかりやすいこと（小学生でも理解できること）
- (4) 音読したときに心地よく耳に入ってくること
- (5) できるだけ外来語を使わないこと

### 3 制定方法

#### (1) 市民憲章文案の公募

広報そうさ、ホームページ等により、広く市民から市民憲章の文案を募集する。応募は1人何点でも可とする。

#### (2) パブリックコメントの実施

市民憲章の素案について、ホームページによりパブリックコメントを行い、広く市民から意見を募集する。

#### (3) 匝瑳市市民憲章検討委員会の設置

市民からの公募委員等により構成する匝瑳市市民憲章検討委員会を設置し、市民憲章の制定に関する検討を行う。

4 市長報告

匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果を市長へ報告する。

5 庁議決定

匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果について、庁議を開催し、庁議において市民憲章を決定する。

6 告示

市民憲章の制定に係る告示を行う。

7 公表

市民憲章の制定について、広報そうさ及びホームページで公表する。

8 議会報告

市民憲章の制定について、議会へ報告する。

9 記念品の贈呈

応募された中から優秀な作品について、記念品を贈呈する。優秀作品の審査は、匝瑳市市民憲章検討委員会において行う。